

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

### 瀬戸市規則第3号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 <u>削除</u>	第6条 <u>条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、瀬戸市障害者手当支給条例（昭和45年瀬戸市条例第14号）第5条第1項に規定する障害者で本市に居住するものに対して、手当を支給する障害者手当の支給に関する事務とする。</u>
第16条 <u>削除</u>	第16条 <u>条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条に規定する私立幼稚園の設置者に対して、当該設置者が保護者の経済的負担の軽減を図るための保育料及び入園料を減免した場合に補助金を交付する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務とする。</u>
第30条 <u>削除</u>	第30条 <u>条例別表第2の5の項の規則で定める</u>

第40条 削除

事務は、瀬戸市障害者手当支給条例第8条に規定する障害者手当の支給の制限等に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該制限等の確認を要する受給者に係る地方税関係情報とする。

第40条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条に規定する補助金の額の区分となる対象園児の属する世帯に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象園児と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。